

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月19日
【会社名】	オンキヨー株式会社
【英訳名】	ONKYO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大拙 宗徳
【本店の所在の場所】	大阪府寝屋川市日新町2番1号 (同所は登記上の本店所在地ですが、実際の本店業務は下記で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区北浜2丁目2番22号
【電話番号】	06(6226)7343
【事務連絡者氏名】	取締役 林 亨
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 342,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年12月27日に提出した有価証券届出書並びに2020年1月8日及び2020年2月14日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報 第1 募集要項」における発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

(2) 募集の条件

4 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	20,000,000株	558,000,000	280,000,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	20,000,000株	558,000,000	280,000,000

(注) 1. 第1回発行新株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 上記の発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本有価証券届出書提出日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合は、その直前取引日における終値）（以下「東証終値」といいます。）の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）で第1回発行新株式が発行されたと仮定した場合の見込額であり、実際の金額は、第1回発行新株式の発行条件を決定する2020年2月19日（以下「割当決議日」といいます。）の取締役会決議（以下「割当決議」といいます。）において、割当決議日の直前取引日における東証終値に基づいて決定される予定です。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額についても、実際の金額は、割当決議日の直前取引日における東証終値に基づいて決定される予定です。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	20,000,000株	342,000,000	180,000,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	20,000,000株	342,000,000	180,000,000

(注) 1. 第1回発行新株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は162,000,000円です。

## (2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
27.9	14	100株	2020年3月6日	-	2020年3月6日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に第1回発行新株式に係る第三者割当契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で第三者割当契約を締結しない場合は、第1回発行新株式の発行による第三者割当増資は行われないこととなります。
3. 発行価格は、会社法上の払込金額です。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
4. 発行価格は、割当決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(小数第2位切上げ)となります。また、資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
5. 上記発行価格及び資本組入額は、第1回発行新株式の発行価格が、本有価証券届出書提出日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(小数第2位切上げ)であると仮定した場合の金額です。
6. 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
17.1	9	100株	2020年3月6日	-	2020年3月6日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に第1回発行新株式に係る第三者割当契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で第三者割当契約を締結しない場合は、第1回発行新株式の発行による第三者割当増資は行われないこととなります。
3. 発行価格は、会社法上の払込金額です。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。
4. 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
7,781,450,000	27,260,000	7,754,190,000

(注) 1. 当社は、本有価証券届出書提出日において、第1回発行新株式の他、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に定義する第2回発行新株式及び第3回発行新株式（以下、第1回発行新株式及び第2回発行新株式とあわせて、個別に又は総称して「本新株式」といいます。）、並びに本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行についても決議しており、上記の金額は、第1回発行新株式に係る払込金額に加え、これらの証券の発行に伴う払込金額を加味したものです。上記払込金額の総額に関して、証券ごとの内訳は以下の通りとなります。

第1回発行新株式に係る払込金額の総額	558,000,000円
第2回発行新株式に係る払込金額の総額	558,000,000円
第3回発行新株式に係る払込金額の総額	558,000,000円
本新株予約権付社債に係る払込金額の総額	500,000,000円
第8回新株予約権に係る払込金額の総額	4,204,200,000円
第9回新株予約権に係る払込金額の総額	1,403,250,000円

上記第8回新株予約権及び第9回新株予約権に係る払込金額の総額は、これらの新株予約権の発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して出資される財産の総額を合算したものです。

2. 上記本新株式の払込金額の総額は、第1回発行、第2回発行及び第3回発行に係る本新株式1株当たりの払込金額が、発行決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額であると仮定した場合の見込み額であります。本新株式の実際の払込金額は、各発行に係る割当決議日に確定いたします。払込金額の確定まで一定日数経過するため、資本調達額が予定額を下回る可能性があります。また、割当制限事由（直近の監査済財務諸表の期末日以降に当社及びその企業集団の財政状態及び経営成績に重大な悪影響をもたらす未開示の事態が生じている場合、当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする未開示の訴訟等の手続が進行している場合、金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合をいい、以下「割当制限事由」といいます。）の発生等により、本新株式につきいずれか又は全ての発行が行われない場合には、差引手取概算額は減少します。その場合は、再度本新株式の発行を検討します。なお、未開示重要事実については本新株式の払込完了までにおいて、当社内では一切の議論及び決定を行うことを控え、割当制限事由への該当を避けることに努めるものとします。

(後略)

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
7,565,450,000	27,260,000	7,538,190,000

(注) 1. 当社は、本有価証券届出書提出日において、第1回発行新株式の他、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に定義する第2回発行新株式及び第3回発行新株式(以下、第1回発行新株式及び第2回発行新株式とあわせて、個別に又は総称して「本新株式」といいます。)、並びに本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行についても決議しており、上記の金額は、第1回発行新株式に係る払込金額に加え、これらの証券の発行に伴う払込金額を加味したものです。上記払込金額の総額に関して、証券ごとの内訳は以下の通りとなります。

第1回発行新株式に係る払込金額の総額	342,000,000円
第2回発行新株式に係る払込金額の総額	558,000,000円
第3回発行新株式に係る払込金額の総額	558,000,000円
本新株予約権付社債に係る払込金額の総額	500,000,000円
第8回新株予約権に係る払込金額の総額	4,204,200,000円
第9回新株予約権に係る払込金額の総額	1,403,250,000円

上記第8回新株予約権及び第9回新株予約権に係る払込金額の総額は、これらの新株予約権の発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して出資される財産の総額を合算したものです。

2. 上記本新株式の払込金額の総額は、第2回発行及び第3回発行に係る本新株式1株当たりの払込金額が、発行決議日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額であると仮定した場合の見込み額であります。第2回発行新株式及び第3回発行新株式の実際の払込金額は、各発行に係る割当決議日に確定いたします。払込金額の確定まで一定日数経過するため、資本調達額が予定額を下回る可能性があります。また、割当制限事由(直近の監査済財務諸表の期末日以降に当社及びその企業集団の財政状態及び経営成績に重大な悪影響をもたらす未開示の事態が生じている場合、当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする未開示の訴訟等の手続が進行している場合、金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合をいい、以下「割当制限事由」といいます。)の発生等により、本新株式につきいずれか又は全ての発行が行われない場合には、差引手取概算額は減少します。その場合は、再度本新株式の発行を検討します。なお、未開示重要事実については本新株式の払込完了までにおいて、当社内では一切の議論及び決定を行うことを控え、割当制限事由への該当を避けることに努めるものとします。

(後略)

## (2)【手取金の使途】

(訂正前)

具体的な使途	資金調達方法	金額(百万円)	支出予定時期
遅延している営業債務の支払い	本新株予約権付社債	500	2020年1月
	本新株式	500	2020年3月
	第8回新株予約権	3,000	2020年4月～2020年9月
通常の営業債務の支払い	本新株式	674	2020年3月～2020年4月
	第8回新株予約権	1,204	2020年3月～2022年1月
	第9回新株予約権	1,403	2021年4月～2023年1月
借入金の弁済 1	本新株式	500	2020年3月

(中略)

遅延している営業債務の支払い

(中略)

営業債務の支払い遅延の解消につきましては、2020年3月末までに、本借入契約(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に定義します。)及び本新株予約権付社債の発行により調達が見込まれる約1,000百万円並びに本新株式の発行により調達が見込まれる約500百万円を用いて、約1,500百万円の支払い遅延の解消を見込んでおります。また、2020年4月から2020年9月の間で、第8回新株予約権の行使により調達が見込まれる約3,000百万円及び保有資産の売却による約1,500百万円を用い、かつ、経常収入からも引き当てを行うことにより、総額4,662百万円を支払い、2020年9月末までに営業債務の支払い遅延の全額解消を行うことを予定しております。

通常の営業債務の支払い

通常の営業債務につきましては、2020年3月末までにおいて、本当初借入契約(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に定義します。)に基づく借入500百万円並びに本新株式の発行及び第8回新株予約権の行使により調達が見込まれる約615百万円を用い、更なる支払い遅延を発生させないように努めます。2020年4月から2020年9月までの半年間では、本新株式の発行と第8回新株予約権の行使により調達が見込まれる約728百万円を、また、2020年10月以降2023年3月までの期間は、第8回新株予約権の行使及び第9回新株予約権の行使により調達が見込まれる約1,911百万円を、それぞれの期間の通常の営業債務の支払いに用い、更なる支払い遅延を発生させないように努め、財務状況の健全化を図ってまいります。

(後略)

(訂正後)

具体的な用途	資金調達方法	金額(百万円)	支出予定時期
遅延している営業債務の支払い	本新株予約権付社債	500	2020年1月
	本新株式	500	2020年3月～2020年4月
	第8回新株予約権	3,000	2020年4月～2020年9月
通常の営業債務の支払い	本新株式	458	2020年3月～2020年4月
	第8回新株予約権	1,204	2020年3月～2022年1月
	第9回新株予約権	1,403	2021年4月～2023年1月
借入金の弁済 1	本新株式	500	2020年3月

(中略)

遅延している営業債務の支払い

(中略)

営業債務の支払い遅延の解消につきましては、2020年3月から2020年4月末までに、本借入契約(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に定義します。)及び本新株予約権付社債の発行により調達が見込まれる約1,000百万円並びに本新株式の発行により調達が見込まれる約500百万円を用いて、約1,500百万円の支払い遅延の解消を見込んでおります。また、2020年4月から2020年9月の間で、第8回新株予約権の行使により調達が見込まれる約3,000百万円及び保有資産の売却による約1,500百万円を用い、かつ、経常収入からも引き当てを行うことにより、総額4,662百万円を支払い、2020年9月末までに営業債務の支払い遅延の全額解消を行うことを予定しております。

通常の営業債務の支払い

通常の営業債務につきましては、2020年3月末までにおいて、本当初借入契約(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に定義します。)に基づく借入500百万円並びに本新株式の発行及び第8回新株予約権の行使により調達が見込まれる約399百万円を用い、更なる支払い遅延を発生させないように努めます。2020年4月から2020年9月までの半年間では、本新株式の発行と第8回新株予約権の行使により調達が見込まれる約728百万円を、また、2020年10月以降2023年3月までの期間は、第8回新株予約権の行使及び第9回新株予約権の行使により調達が見込まれる約1,911百万円を、それぞれの期間の通常の営業債務の支払いに用い、更なる支払い遅延を発生させないように努め、財務状況の健全化を図ってまいります。

(後略)